

かいじ号

山梨県金融広報委員会をご活用ください!

山梨県金融広報委員会は、山梨県所在の官公庁・金融機関・民間団体の代表者等で構成する団体で、中立・公正な立場から、暮らしに身近な「金融経済情報の提供」や「金融経済学習の支援」を無料で行っています。各都道府県ごとに委員会が組織され、全国規模で活動を展開しています。

金融経済学習への支援事業

山梨県金融広報委員会	金融広報アドバイザーの派遣	各地域・グループ等で「年金・税金」「消費者問題」「金融商品の特徴」等についての講座を開催したい場合には、金融広報活動の第一線指導者である「金融広報アドバイザー」を派遣
	金融学習グループへの支援	金融経済に関する学習活動を継続的に実施したいグループへの支援（金融広報アドバイザーによる指導や資料提供、経費補助等）
	金銭教育研究校・金融教育研究校への支援	お金やモノに対する健全な感覚や金融・経済に関する正しい知識の習得を図るための教育を実践する幼稚園、小・中・高等学校に対する学習活動などの支援
	金融教育研究グループへの支援	教師等でつくる金融教育を実践・研究するグループへの活動支援
	その他の活動	有識者による講演会の開催のほか、消費生活や金銭教育をテーマとしたビデオの貸し出し、資料提供、生活設計診断などの実施

山梨県金融広報委員会をご活用ください!

現在、様々な金融商品が出回っており、インターネット取引等に見られるようにその提供方法も多様化しています。こうした中で、消費者が、主体的に商品を選択し、そのメリットを享受し、トラブルにあわないためには、金融についての十分な知識や情報が必要です。また、子供のうちから、日常生活を営む上で必要な金融知識を習得していくことが大切です。山梨県金融広報委員会がお手伝いします。

金融広報委員会では

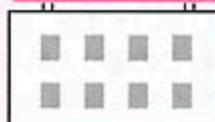
- ①来年度から活動していただく金融学習グループを募集しています。
- ②各種金融経済講演会などを各地で開催します。ぜひご参加ください。

知るぽると塾(第4回) (“ぼると”は、イタリア語で「港」、フランス語で「門」「入り口」を意味します。)

参加者募集 無料

- 【テーマ】金融トラブルについて ~賢い消費者となるために~
- 【日時】平成18年1月25日(水) 午後1時30分~3時
- 【会場】北都留合同庁舎 1階会議室(大月市大月町花咲1608-3)
- 【講師】内田まゆみ氏(山梨県金融広報アドバイザー)
- 【定員】50名(先着順) 【申し込み方法】郵便ハガキまたはFAXで
- 【申込先・お問い合わせ】山梨県金融広報委員会事務局まで

知るぽると塾



多重債務に陥らないために・・・

多重債務【たじゅうさいむ】とは・・・

借金の支払いのために別の借金をすることの繰り返しによって膨らみ、返済困難に陥った債務のこと。

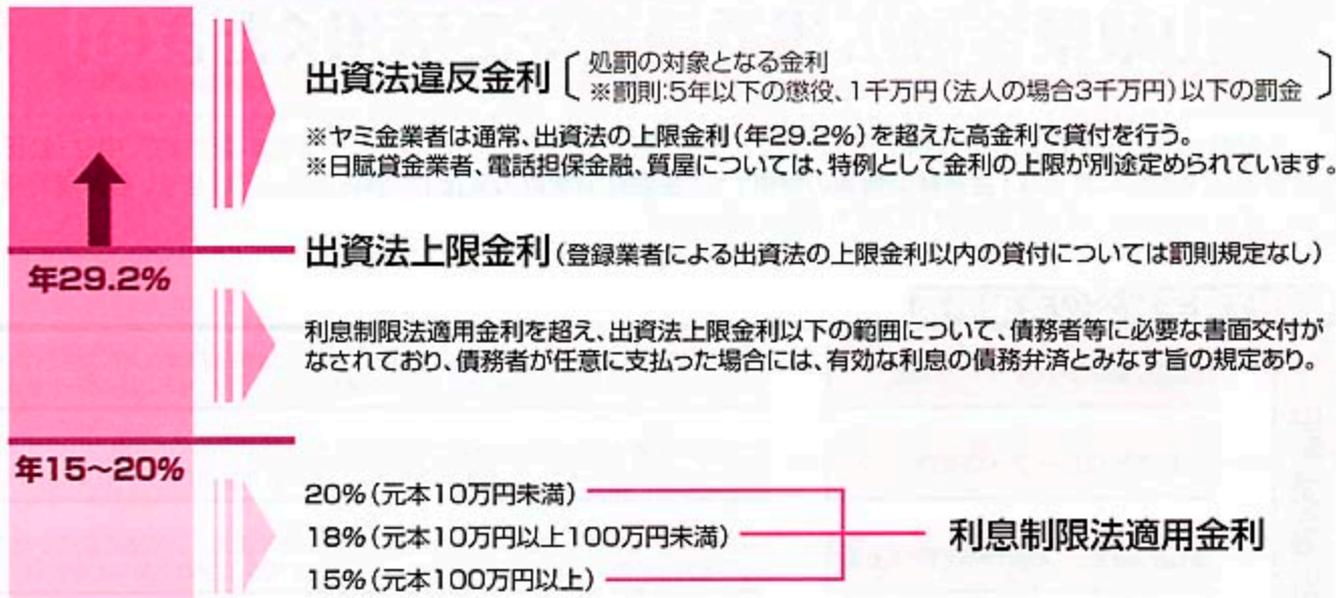
三省堂提供「デイリー 新語辞典」

※2004年、個人の自己破産申し立て件数は21万1,402件（最高裁調べ）で3年連続20万件を上回った。そのほとんどが多重債務者と言われています。多額の借金を苦にして自殺や夜逃げをする多重債務者も後を絶ちません。



その1 利息（金利）について知ろう!! ～出資法と利息制限法～

出資法及び利息制限法による金利の制限



出資法と利息制限法の比較

◆100万円を1年間借りた場合

・出資法(上限金利29.2%で借りた場合)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{元金} \\ \hline 100\text{万円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{利息} \\ \hline 29.2\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{返済額合計} \\ \hline 129.2\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

・利息制限法(上限金利15%で借りた場合)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{元金} \\ \hline 100\text{万円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{利息} \\ \hline 15\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{返済額合計} \\ \hline 115\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

差額
1年間で何と、14万2千円

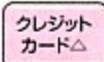
借金をする場合の注意事項

- ①借金をするときには金利計算をしっかり行い、総支払(返済)額がいくらになるのかを把握すること。
- ②現在の収入や借金額を把握し、返済が困難になる場合には、借金しないこと。
※一般的に可処分所得(自分の意思で使えるお金:給料の場合は手取り)の2割を超えると返済が困難になると言われています。
- ③できるだけ低利での借り入れを心掛ける。
※低利を装ったヤミ金業者(紹介屋、整理屋等)に注意
- ④ヤミ金業者からの借り入れは、例え少額でも絶対にしないこと。

返済ができなくなった場合には、できるだけ早い段階で家族や周囲の人、公的機関などに相談し、借金を返すために別の機関から再び借金をするという事は、絶対にしないこと。

※公的機関を装ったヤミ金融業者に注意!

その2 クレジットとその仕組みを知ろう!!



クレジットって何?

- あなたのお財布には何枚のクレジットカードが入ってますか?

クレジットカードの発行枚数は、全国で2億7,338枚

20歳以上の人口で計算すると1人あたり2.6枚所有していることとなります。(日本クレジット産業協会調べ)

- クレジットは借金?!

クレジット会社に自分が購入した商品等の代金を立て替えてもらい、クレジット会社にあとで立替代金の返済を行うことを、クレジット契約といいます。要するにクレジットを利用することは、“借金”をすることと同じなのです。お店などで現金を持たずにショッピングやサービスが受けられ、さらにキャッシングも利用できる便利な“道具”ですが、使用にあたっては十分な注意が必要です。

※最近、オンラインショッピングが普及し、カードの情報だけで決済が出来るようになりましたが、便利になった反面不正使用される危険性も高まっています。

- “借金”には手数料や利息が掛かります。

クレジットには、一括払い・分割払い・リボ払い・ボーナス一括払い等いろいろな返済方法があります。返済期間が長くなるとその分だけ手数料や利息も増えることとなります。

キャッシング機能で融資を受けた場合は、一般的には消費者金融と変わらない年利が掛かるといわれています。

カード利用上の注意事項

- ①必要性を考えて!

その商品・サービスが、今本当に必要なのかよく考えましょう。

気軽に便利だからだけで頻繁に利用することはやめましょう。

- ②契約内容を確認して!

契約書は必ず読み、手数料や利息は必ず確認しましょう。

- ③使いすぎに注意!

無理なく返済できますか?利用限度額を決め、計画的に利用しましょう。

総支払額と月々の返済額をきちんと把握しましょう。

- ④カードの管理はしっかりと!

不要なカードは持たない。カード情報をみだりに他人に教えない。スキミングなどの被害に注意し、カードを紛失したらすぐにカード会社と警察に届けましょう。退会後はカードを切断することも必要です。

- ⑤レシートや売上票の管理もしっかりと!

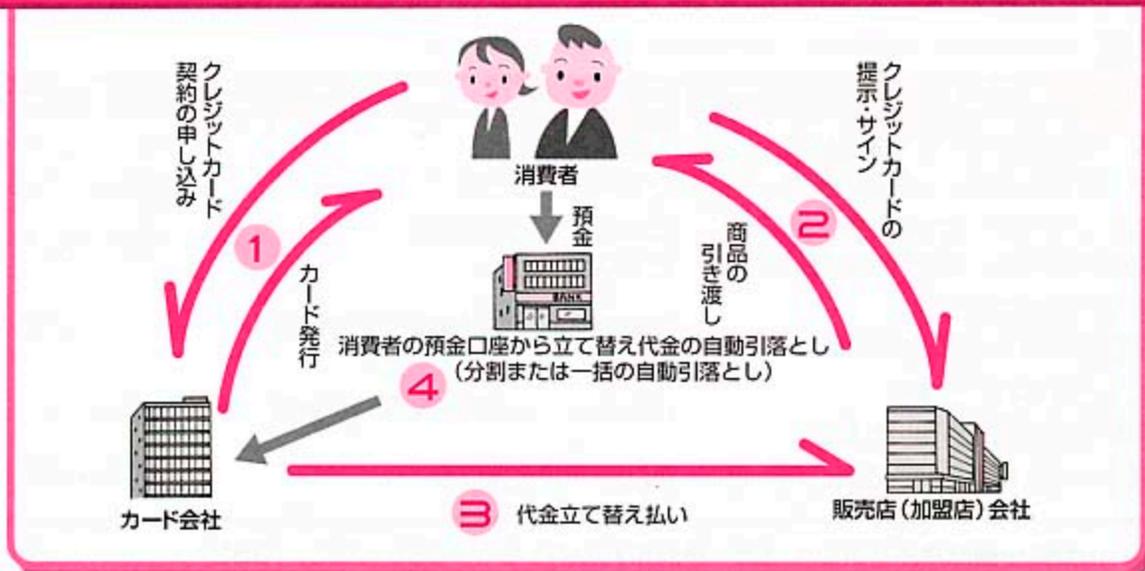
レシートや売上票には会員番号や有効期限などの情報が載っている場合があります。

そのまま捨てたりしてはいけません。

- ⑥借金返済のための借金は絶対ダメ!

クレジットカードを利用したショッピングのしくみ

(三者間クレジットカードの場合)



県消費生活センターに寄せられた相談

相談窓口



- ◆平成16年度にセンターに寄せられた相談件数15,743件のうち多重債務やヤミ金など「融資サービス」に関する相談が1,156件にのぼりました。今年度は4月～9月の上半期で、相談件数4,121件のうち470件が、「融資サービス」に関する相談でした。
- ◆クレジットや消費者ローンが私たちの消費生活に浸透するにつれて、多重債務に陥る方が増え、相談も増加しています。

相談事例1

消費者金融3社から300万円の借金があり、返済が困難になった。月々の返済が130万円にもなり生活が苦しい。債務整理の方法を教えてください。(女性)

相談事例2

融資が受けられるというハガキを見て申し込んだら、信用度をみるということで、1万円しか振り込まれていなかったのに、2万5千円返せといわれた。(40歳代 男性)

対応

「事例1」については、弁護士による法律相談を紹介。利息制限法による元金圧縮をしたうえで、支払い可能な分割による債務整理や、自己破産の申し立ての手続きなどの情報提供をしました。「事例2」については、1万円だけ返し口座は停止すること。また、ヤミ金のいろいろな手口についての情報提供をしました。

※ 消費生活センターでは、不当な取り立てやヤミ金被害については警察に相談することを勧めています。

多重債務に陥ってしまったら・・・

どんなに多額の債務(借金)を抱えることになってしまっても、必ず解決する方法はあります。

解決策の種類

任意整理	裁判所などの公的機関を利用せず、私的に貸し手と話し合い、利息制限法に基づいて借金の減額交渉を行う方法。 弁護士などの法律の専門家に依頼する場合もある。
調停整理	簡易裁判所の調停委員が借り手と貸し手の間に入り、あっせんして両者の合意を成立させる方法。
再生手続	借金のうち一部について返済する計画を立て、この返済計画が裁判所で認められ、計画通り返済が完了すると、残りの借金が免除される。
自己破産	裁判所に破産の申し立てをし、破産宣告を受けその後免責申し立てをして決定されると借金が免除される。

相談機関

相談内容	相談機関	電話番号
多重債務(債務整理等)に関する相談	山梨県弁護士会	055-235-7202
多重債務(債務整理等)に関する相談	山梨県司法書士会	055-253-6900
悪質な取り立て行為に関する相談 ヤミ金に関する相談、身の危険を感じた場合	山梨県警察総合相談室 各警察署	055-235-2121
財務局長登録業者の苦情等 財務局長登録に関する問い合わせ	関東財務局甲府財務事務所理財課	055-253-2261
山梨県知事登録業者の苦情等 山梨県知事登録に関する問い合わせ	山梨県商工労働部商業振興金融課	055-223-1538
山梨県貸金業協会会員に関する問い合わせ	(社)山梨県貸金業協会	055-226-7820